市政の報告と議案説明

（市政の報告）

平成２８年度当初から今日までの市政の概要について御報告申し上げ、議会をはじめ市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

それでは、各部の所管事業を御報告申し上げます。

はじめに、市長公室の事業について申し上げます。

まち・ひと・しごと創生についての取組であります。

昨年度に策定しました「五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、第一の重点施策として「子どもを育てたいまちをつくる」こととしておりますことから、国の地方創生人材派遣制度により、本年４月から奈良教育大学の研究者を派遣いただき、本市の特別顧問として、子育て関連各種事業に関するアドバイスなどの御協力を得ながら進めているところでございます。

また、地方創生への取組事業として昨年度から進めております、五條市ＵＩＪターン住宅取得補助金及び五條市新婚世帯住宅取得補助金につきましては、昨年度３９件の実績があり、一定の移住定住促進効果が確認できましたことから、本年度におきましても更なる促進を目指すべく継続して進めてまいります。なお、これらの補助金を受けられ定住されました皆様には別途アンケート調査に御協力いただき、移住定住に関する率直な意見を今後の事業改善に反映してまいりたいと考えております。

その他、地方創生の各種重点施策を効果的に進めるに当たっては、地方創生加速化推進事業交付金を活用し「五條市地域資源を活かした産業とブランド創造事業」を展開してまいります。

　次に、五條市元気なまちづくり交付金についての取組であります。

五條市元気なまちづくり交付金につきましては、制度創設以来多くの市民の皆様に御活用いただき、様々な特色ある取組により五條市の元気なまちづくりに寄与していただいておりますが、本年度はこれに加え、五條市の次世代を担う学生等の若者を対象とした、五條市「学生版」元気なまちづくり交付金を創設いたしました。

このように若者が参画できる機会をつくることは、まちづくりへの新たな視点と斬新なアイデアを発掘するとともに、若者が自主的・主体的に企画・運営などを経験し、今後様々な社会参加への契機になるものと考えております。

　次に、ふるさと納税の取組についてであります。

ふるさと納税につきましては、昨年７月からインターネットを媒体とした寄附の推進を図ったところ大変好評で、本年３月末現在２，８４２件、金額にして３，０５６万７千円の御寄附をいただいております。近年はスマートフォンの普及など、インターネット利用者はますます増加していることから、本年度は、全国約９，７００万人以上のインターネット会員数を誇る株式会社楽天とタイアップし、奈良県内初となる楽天市場でのふるさと納税システムを導入いたします。これにより、五條市の特産品や魅力を全国に発信し、知名度と寄附の推進を図り、地元の商業及び産業の活性化につなげてまいります。

　次に、地域公共交通における取組についてであります。

　市内公共交通につきましては、４月１日から開院いたしました南奈良総合医療センターへの交通手段として、五條バスセンターから新病院を経由して福神駅に向かう路線の運行を開始いたしました。利用状況といたしましては、４月の運行当初に比べ、新病院への通院手段としての利用が少しずつではありますが増えてきております。

また、通院としての利用だけではなく、買い物や通学を目的とした福神駅までの利用や、北宇智方面から買い物等で中心市街地に移動するための交通手段として利用されております。

今後も利用調査を続けると同時に、利用者の声も聞きながら、さらに市民の皆様が安心して通院や買い物等ができるよう、また利用者が増えるよう、交通手段の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

　市民の皆様が「住んでよかった」と思えるまちづくりの一環として、公共交通の充実に向けて努力してまいります。

続きまして、危機統括室の事業について申し上げます。

はじめに、本市の防災についてであります。

あらゆる災害への備えとして、全国の１８の自治体と災害時の応援協定を結んでまいりましたが、先般発災した熊本地震に際しまして、砂防関係協力市町村災害時応援協定に基づき熊本県錦町及び宮崎県高原町の状況を確認するとともに、被災地で必要な支援物資のニーズを調査するため熊本市内や益城町へ３名の職員を派遣し、その報告に基づき避難所用パーティション等を支援物資として現地に発送したところであります。

次に、現在整備を進めている防災行政無線整備事業につきましては、年明け以降、現地工事に着手し、既に本庁親局、西吉野中継局の工事が完了し、西吉野地区に設置する屋外拡声子局の工事についても、間もなく完了する予定であります。災害等の緊急時に安全・安心に関わる情報を市民の皆様にいち早く提供できるよう、引き続き五條地区の工事を進めてまいります。

次に、生活安全についてであります。

４月６日から１５日までの１０日間、春の全国交通安全運動が実施され、五條市として、悲惨な交通事故を１件でも減らしたいとの思いを込めて「市民のつどい」など各種啓発活動に取り組みました。

また、運転手の交通規範意識向上による交通事故抑止や、「動く防犯カメラ」としての犯罪抑止効果を目的として、昨年８月から施行しておりますドライブレコーダー装着補助金制度については、本年度約３００台を目途に４月１日から募集しておりますが、これまでに１００件を超える応募があり、市民の皆様のニーズの高さが現われております。今後におきましても、五條警察署をはじめ、各種関係団体と連携し、犯罪や交通事故の無い、「住んでよかったと思える五條市」の実現に向け努力してまいります。

次に、陸上自衛隊駐屯地につきましては、平成２８年度政府予算として、引き続き自衛隊展開基盤調査費４百万円が、また、奈良県におきましても県防災拠点調査等の予算が確保されております。引き続き、平成２９年度政府予算に自衛隊展開基盤に係わる予算が計上されるよう、県と連携して防衛省をはじめ関係機関へ要望を行ってまいります。

次に、消防関係につきましては、３月に消防団車両及び分団長以上の団員並びに五條消防署にデジタル無線機を配備し、４月から本格運用いたしました。これにより、消防団、五條消防署、危機管理課においてデジタル無線による相互の通信体制が確保されることになりました。

　次に、第２方面隊第４分団１部の消防団格納庫の建て替え工事が３月に完成し、４月２７日に開所式を行い、阪合部地区の消防防災拠点の強化を図りました。

　続きまして、すこやか市民部の事業について申し上げます。

はじめに、人権施策につきましては、人権問題に関する啓発推進事業として、身近な人権問題を市民一人ひとりが認識し、お互いに人の尊厳を尊重することの必要性を理解し、人権意識の向上につなげていくよう推進してまいります。

「人権を確かめあう日」の４月１１日には、本市においても県内一斉集会を開催し、広く市民の皆様に人権意識の高揚を図りました。今後も、市民との連携をより一層深めながら、人権尊重の精神に満ちあふれた「人権のまちづくり」を目指して、より活発な市民啓発を進めてまいります。

次に、医療の充実につきましては、近年我が国においては急速な少子化による若年人口の減少と平均寿命の延伸により少子高齢化が進む中、本市においても全国平均を上回る少子化、高齢化率で推移しております。

このような現況を踏まえ、保健福祉センターでは、五條市民が元気でより充実した生活を送るためには健康であることが一番重要であり、早期に病気を発見し治療につなげることは医療費の削減にもつながることから、４０歳から６０歳までの５歳ごとに、市民の皆様に胃がん、肺がん、大腸がん検診の受診の意向や日程の希望等の調査を行い、状況を把握するとともに、がん検診の効果的・効率的な受診勧奨を行うことにより受診率の向上を図り、早期発見とがんによる死亡者の減少を目指しております。４月１日から開院いたしました南奈良総合医療センターとも連携を図り、がん検診の受診率向上を目指してまいります。

少子化につきましては、不妊に悩む夫婦に対し、五條市一般不妊治療費助成金交付要綱を定め、一般不妊治療に要する費用の助成を行うことといたしました。これにより、少子化対策の一助となればと考えております。

また、乳児のすこやかな成長や母親の子育てに対する不安の軽減及び虐待を予防するため、専門職による各種相談や、五條市生後１か月母子健康診査費助成金交付要綱を定め受診費用の一部を助成することといたしました。

さらに、運動普及推進員協議会や食生活改善推進員協議会と連携を図りながら各種運動教室や栄養指導教室、臨床心理士による心の相談等の事業に積極的に取り組み、市民の皆様の健康寿命の延伸にもつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、あんしん福祉部の事業について申し上げます。

はじめに、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対する精神障害者医療費助成制度については、本年４月から助成の対象を、従来の１級手帳所持者から２級手帳所持者までへと拡充いたしました。

また、政府が掲げております一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者への支援として実施されます「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の申請受付を４月から開始しております。

次に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築実現に向け、本年３月に「五條市版地域包括ケアシステム全体構想」を策定いたしました。本年度は、日常生活圏域ごとに開催する地域ケア会議等を活用して、高齢者を取り巻く課題解決に向けた関係者間のネットワーク及び地域資源開発の仕組みの構築に取り組んでまいります。

次に、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき推進しております施策についてであります。

まず、放課後児童健全育成事業につきましては、昨年度、対象児童が小学６年生までに拡大されたことによる利用児童数の増加に対応するため、公立で２施設を増設したところですが、本年４月から、更にちべん学童保育所及びなかよし学童保育所において、それぞれ１クラスずつ増設していただきました。

また、五條児童館におきましては、就学前児童と保護者を対象とした各種の子育てひろばの開催を４月以降隔週から毎週に拡充し、児童と保護者の触れ合いの場や育児相談の場として、より多くの方に御利用いただけるよう取り組んでおります。

　続きまして、都市整備部の事業について申し上げます。

　地籍調査につきましては、前年度から継続して調査を進めております「西吉野町阪巻・西野の各一部」、「犬飼町・上野町・相谷町・釜窪町・中町の各一部」、「西吉野町城戸の一部」の３地区について、本年度の事業完了に向け精力的かつ慎重に取り組んでおります。

　また、本年度から調査に着手いたします「野原中一丁目・五丁目の各一部」、「北山町（西谷）の一部」、「南阿田町の一部」の３地区につきましても、事業の円滑な進捗を図るため、関係機関との調整、地域推進委員会の設立等に順次取り組み、一筆地調査工程に向け計画的に準備作業を進めております。

　次に、京奈和自動車道大和・御所道路（御所区間）の五條市域は、五條北ランプ橋出屋敷高架橋上部工事も始まり、大和・御所道路区間全線は、平成２８年度末（予定）に供用開始されることが国土交通省から発表されており、順次工事が進められております。

国道２４号歩道整備事業４工区につきましては、平成２８年３月末現在、用地補償の進捗率９７.０％であり、用地買収に御協力いただいたところから道路工事に取り掛かっております。これからも国土交通省奈良国道事務所と連携を密にし、一体となって取り組んでまいります。

次に、まちづくりの推進につきましては、平成２７年２月に奈良県とのまちづくり包括協定を締結し、平成２７年度において五條病院周辺地区と五條中心市街地地区のまちづくり基本構想を策定し、平成２８年２月に奈良県と基本協定を結んだところであります。今後は、個々の事業について県との個別協定を結ぶ予定であります。

次に、新たな中南和の玄関口を目指して、京奈和自動車道五條インターが単なる通過点とならないようにするため、奈良県と連携しながら、京奈和五條インター周辺の活性化に向けて取り組んでまいります。

次に、（仮称）五條総合体育館建設工事につきましては、本年秋の完成に向けて安全施工を第一に良質な施設の建設を目指し施工を行っております。

完成後は、県南部のスポーツ・文化観光拠点として、世代を超え、地域を越えたスポーツ文化・交流の発信地となるような施設運営を進めてまいります。

次に、下水道事業についてであります。

生活環境の改善と公衆衛生の向上、公共用水域の保全に資することを目的に事業を進めております。

公共下水道工事につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して、野原地区小和田汚水幹線の工事を早期着手できるよう準備を進めております。また、国道２４号歩道設置事業の進捗に対応し、順次工事を進めており、併せて周辺の環境整備を図っているところであります。

そのほか、公営企業会計の適用に向けた作業の準備も進めているところであります。今後も効率的な計画を立て、下水道の普及に取り組んでまいります。

続きまして、産業環境部の事業について申し上げます。

はじめに、農林行政の取組について御報告申し上げます。

まず、経営所得安定対策につきましては、本年度も対象農家の皆様にこの制度を十分に活用いただきながら、耕作放棄地の解消や農地の有効活用を推進してまいります。

　次に、森林・林業関係につきましては、森林環境税や各種補助事業を活用しながら環境資源を将来に引き継ぐべく、森林整備の促進を図ってまいります。

次に、鳥獣対策につきましては、ジビエを活かした地域活性化事業として、捕獲したイノシシ、シカを地域の資源として捉え、有効活用することで地域を活性化すべく取り組んでおります。また、国や各種団体からもジビエール五條に視察に来ていただき、情報発信をしております。

次に、柿の振興につきましては、森山農林水産大臣が西吉野柿選果場を視察された際、「安心・安全で高品質な柿の生産を続けることにより、全国の果樹産地の模範になってもらいたい。」と激励を受けました。全国的に後継者不足が叫ばれる農業分野において順調に後継者育成が進む本地域の強みを活かすため、若い生産農家を中心に連携を密にし、全国に向け引き続き積極的にマスコミ等へのＰＲや各種イベントへの参加を実施するとともに、農協をはじめとする関係機関・生産者・加工業者・流通業者と連携を図りながら「五條の日本一の柿」の販売促進とブランド化、生産及び品質向上を推進してまいります。

また、安倍総理への表敬訪問など、荒井知事、農協代表者及び生産者等、関係団体と共に柿のトップセールスを今後も継続し、関係機関の連携強化を図るとともに、全国へ向けて、柿や五條市のＰＲを強化してまいります。

次に、企業誘致の促進についてであります。

奈良県土地開発公社が所有する居傳町の旧ゴルフ練習場跡地、通称「インテリジェンス用地五條」につきましては、昨年５月に当該敷地の東側約半分を、高取町で医薬品製造等を行っている米田薬品工業株式会社と土地購入契約が成立し、残りの西側半分についても、本年２月に株式会社真秀コールドフーズと土地購入契約が成立いたしました。

　次に、観光振興についてであります。

京奈和自動車道大和・御所道路（御所区間）の開通や国道１６８号の市内道路整備の進捗により、県内外からのアクセス時間の短縮が一層進むものと期待されていることから、県内外に出向いて告知や出展参画を行うとともに、市内開催イベントの拡充を図ることで市民及び市外の観光客におもてなしができる催事企画を考えてまいります。

また、帝塚山大学との連携により昨年５月から運営を開始した道の駅「吉野路大塔」のレストラン「テヅカフェ」は、本年度同大学の居住空間デザイン学科の学生がレストランの内装デザインを一新し、食物栄養学科の学生が引き続き運営するという、昨年よりステップアップした事業展開をしていただいているところであります。

続きまして、水道局の事業について申し上げます。

はじめに、上水道事業につきましては、吉野川原水から、水道法で定められている水質基準に適合した低廉で安心して利用できる水に浄水し、不断の供給を続けております。本年度は、渇水期に起きる原水水質悪化に対処するべく、粉末活性炭注入設備の改修を予定しております。

　また、市内の水道管網の整備につきましては、二見国道２４号拡幅に伴って１月から施工しておりました配水管布設工事は、耐震性能を備えた配管を使用し、３月に竣工いたしました。引き続き下水道網の整備に伴う配水管移設について、下水道工事の進捗に合わせて順次施工してまいります。

次に、簡易水道事業につきましては、平成２６年度からの継続事業であります宗桧上地区統合簡易水道整備事業の第二期工事が３月に完了し、水道未普及地域の本谷地区に給水を開始することが可能となりました。

さらに、残された老朽化施設の統廃合や水道未普及地域の解消を実施するためにも、経営の合理化を進める必要があり、そのため、上水道への事業統合と企業会計への移行を行うための業務委託を実施いたしました。

　最後に、教育行政についてであります

　「五條市教育振興基本計画」の中間見直しを、３月に行いました。今後、計画に則り、五條市の教育全般を推進してまいります。

　次に、学校適正化につきましては、「五條市学校適正化検討委員会」からの答申内容を十分尊重し、子どもたちにとってのより良い教育環境の実現に向けて取り組んでまいります。そのため、本年度末をめどに策定する「学校適正化基本計画」の考え方を定めるため、「学校適正化のための基本方針」の策定を進めております。

また、賀名生分校の魅力化推進事業につきましては、教育内容や運営方法に関して、奈良県との協議を行うとともに、実習の支援をいただける事業所の選定など、組織づくりを進めております。

次に、学校教育につきましては、「五條市教育振興基本計画」に則り、子どもたちが心に大きな「夢」と「志」をもち、社会を生き抜く力を身に付けていくために、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体と安全」の３つを柱に学校づくりに努めております。

本年度の新たな取組である、地域を愛する心を育む「ふるさと学習」の教材の作成や、大学と連携して理科好きの子どもたちを育てる「サイエンス・スクール」の開催に向け準備を進めております。

また、一昨年度から実施している国・県・市による学力学習状況調査を本年度も継続し、小学４年生から中学３年生までの児童・生徒のデータの単年及び経年の実態把握と課題への対応を進めております。

さらに、「創意工夫を生かした特色ある学校づくり」指定校としてＩＣＴの活用や道徳教育に重点を置くなどの取組を計画した３小学校と１中学校、１校区を、「読書活動活性化推進モデル校」として２小学校と１中学校を認定し、学校の規模や特性を生かした取組を更に推進してまいります。

　次に、生涯学習につきましては、生涯学習の拠点となっています中央公民館と１５の地区公民館で活動している方々の活動成果の発表と交流を目的として実施している第３９回五條市公民館祭を、４月１６日・１７日の２日間にわたり中央公民館及び市民会館において開催いたしました。今回は、展示の部に４８クラブ・サークル、発表の部では３９クラブ・サークルの参加により、心のこもった作品や素晴らしい舞台発表があり、これからの学習意欲の向上に役立つ大変意義のある催しとなりました。

また、スポーツの振興につきましては、５月８日に第３４回市民球技大会を、上野公園をはじめ市内各会場で開催いたしました。

サッカーやバレーボールなど７種目に約７００人が参加し、熱戦が繰り広げられ、今後におきましても、市体育協会をはじめ各競技団体との連携のもと、生涯スポーツの普及と振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、子どもサポートセンターの事業につきましては、いじめ等の対策では、まず実態を把握することが大切であることから、各学校と連携してアンケート等を実施し、実態の把握に努めております。その結果を受け、個々の児童・生徒への適切な対応と併せ、子どもサポートセンターに配置されているカウンセラーによる母子並行面接等、幅広い層を対象としたカウンセリング事業の充実に努めております。

　また、本年５月から、ひきこもりに悩んでいる方や家族を支援するために「県ひきこもり相談窓口」を当センターに『出張相談会』として開設し、アドバイスと共に支援機関の紹介等を行っております。

次に、文化・歴史の継承についてでありますが、後継者不足により伝承が課題となっておりました大塔町の県指定無形民俗文化財「篠原おどり」は、篠原地域に限定しない踊り手の参加もあり、熱心に練習が重ねられております。４月２１日に橿原市で開催されました近畿都市教育長協議会におきましても、奈良県の大切な民俗芸能の一つとして踊りを披露させていただきました。

また、猫塚古墳の第５次発掘調査や市内旧家からお預かりした古文書の整理など、地域の文化・歴史の掘り起しも進めております。

新しい市史の編さんにつきましても、今後の計画策定、実施のための組織作りを中心に、新たな歴史の記録となるよう取り組んでまいります。

市政の報告は、以上であります。

（提出議案の説明）

　続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案について御説明申し上げます。

　報第６号　平成２７年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告並びに報第７号　平成２７年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告につきましては、それぞれの決算書及び事業報告書が提出されましたので、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき報告するものであります。

　次に、報第８号　平成２７年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、報第９号　平成２７年度五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告、報第１０号　平成２７年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告、報第１１号　平成２７年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、それぞれ事業進捗の遅れ等により、事業費の一部又は全額を翌年度に繰り越したので、関係法令の規定に基づき、報告するものであります。

次に、議第４１号　五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の制定につきましては、市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防ぎ、市民生活の安全を確保するために必要な規制を行うため、本条例を制定するものであります。

次に、議第４２号　五條市移住体験型住宅の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、五條市移住体験型住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第４３号　五條市水道料金等審議会条例の制定につきましては、本市の水道事業及び簡易水道事業等の公正妥当な料金を検討する五條市水道料金等審議会を設置するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第４４号　五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条第２項及び第１９条第１４号に基づく情報連携事務追加のため、本条例を改正するものであります。

次に、議第４５号　五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、本条例を改正するものであります。

次に、議第４６号　五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、本条例を改正するものであります。

次に、議第４７号　五條市上野公園条例の一部改正につきましては、五條市上野公園の施設である総合体育館に係る規定を加えるため、本条例を改正するものであります。

次に、議第４８号　五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたため、本条例を改正するものであります。

次に、議第４９号　五條市立中央体育館条例の廃止につきましては、五條市立中央体育館を用途廃止するため、本条例を廃止するものであります。

　次に、議第５０号　平成２８年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ１２１万円を追加し、総額５２億８２１万円とするもので、補正の内容といたしましては、電算システム改修業務委託料の追加であり、この財源につきましては、国庫支出金を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

以上が、市政の報告と、この度提出いたしました諸議案の概要であります。